

川崎市立井田病院輸血療法委員会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市立井田病院院内委員会要綱により、川崎市立井田病院（以下「本院」という。）における輸血にかかわる業務（以下「輸血業務」という。）の安全確保及び事故防止、並びに輸血業務の適正・円滑な処理及び血液製剤の有効利用を目的として設置する川崎市立井田病院輸血療法委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 輸血療法の適用に関する事項
- (2) 輸血製剤の選択に関する事項
- (3) 輸血時、検査項目・方式の選択に関する事項
- (4) 輸血業務実施時の手続きに関する事項
- (5) 副作用・合併症対策に関する事項
- (6) その他輸血業務を適正かつ円滑に処理する上で必要な事項

(委員会の構成)

第3条 委員会は、次に掲げる職員の中から本院の病院長（以下「病院長」という。）が指名する者をもって組織する。

- (1) 診療科医師から5名
- (2) 臨床検査科から3名
- (3) 薬剤部から1名
- (4) 看護部から3名
- (5) 事務局医事課から1名
- (6) 事務局庶務課から1名

(委員長、副委員長)

第4条 委員長は、医師である委員の中から病院長が指名する。

2 副委員長は、臨床検査科から指名された委員の中から病院長が指名する。

(開催回数)

第5条 委員会の開催回数は、年6回以上とする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、本院臨床検査科において処理する。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。